

岩手県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第68号

岩手県農業改良資金貸付規則の一部を改正する規則

岩手県農業改良資金貸付規則（昭和31年岩手県規則第87号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
(資金の区分等) 第3条 資金の区分及び貸付対象者は、次のとおりとする。		(資金の区分等) 第3条 資金の区分及び貸付対象者は、次のとおりとする。	
資金の区分	貸付対象者	資金の区分	貸付対象者
1～7 [略]	1～7 [略]	1～7 [略]	1～7 [略]
	8 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第5条第1項の認定農業者（同条第2項の認定導入計画に従って同法第2条に掲げる持続性の高い農業生産方式を導入する者に限る。 <u>以下「エコファーマー」という。</u> )	8 <u>品種の転換を行うのに必要な資金</u>	8 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第5条第1項の認定農業者（同条第2項の認定導入計画に従って同法第2条に規定する持続性の高い農業生産方式を導入する者に限る。）
		9 <u>農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金</u>	
		10 <u>営業権、商標権その他の無形固定資産の取得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金</u>	
8 品種の転換を行うのに必要な資金	1 認定農業者 2 集落営農組織	11 <u>1から10までに掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農業費その他の費用に充てるのに必要な資金</u>	
9 農畜産物の需要を開拓するための新たな農畜産物の加工品等の調査及び開発並びに通信・情報処理機材の取得に必要な資金	認定農業者		
10 営業権、商標権その他の無形固定資産の取			

得又は研究開発費その他の繰延資産に計上し得る費用に充てるのに必要な資金	
11 1 から10までに掲げるもののほか、農業経営の改善によって必要となる農薬費その他の費用に充てるのに必要な資金	1 認定農業者 2 集落営農組織 3 エコファーマー

(農商工等連携促進法の特例)

第21条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、第2条第2号中「農業者等」とあるのは「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は同項に規定する構成員が同法第4条第2項第2号イに規定する措置を行う場合（以下「農商工等連携促進法の措置を行う場合」という。）における認定中小企業者」と、第4条各号列記以外の部分、第11条第2項及び第16条第3項中「農業者等」とあるのは「農商工等連携促進法の措置を行う場合における認定中小企業者」と、第15条中「農業者」とあるのは「直接又は間接の構成員」とする。

2 [略]

3 農商工等連携促進法第11条第2項の規定の適用を受ける者の貸付資格については、第3条の規定にかかわらず、農業改良措置の内容が中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）第2条に定める措置であつて知事が別に定める要件のいずれかに該当する場合に知事等がこれを認定するものとする。

(バイオ燃料法の特例)

第22条 [略]

--	--

(農商工等連携促進法の特例)

第21条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、第2条第2号中「農業者等」とあるのは「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成20年法律第38号。以下「農商工等連携促進法」という。）第11条第1項に規定する認定中小企業者（以下「認定中小企業者」という。）又は同項に規定する構成員が農商工等連携促進法第4条第2項第2号イに掲げる措置を行う場合（以下「農商工等連携促進法の措置を行う場合」という。）における認定中小企業者」と、第4条各号列記以外の部分、第11条第2項及び第16条第3項中「農業者等」とあるのは「農商工等連携促進法の措置を行う場合における認定中小企業者」と、第4条第1号中「農業者」とあるのは「認定中小企業者（個人に限る。）」と、同条第2号中「法人又は農業者の組織する団体」とあるのは「認定中小企業者（個人を除く。）」と、第15条中「農業者」とあるのは「直接又は間接の構成員」とする。

2 [略]

3 農商工等連携促進法第11条第2項の規定の適用を受ける者の貸付資格については、第3条の規定にかかわらず、農業改良措置の内容が中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令（平成20年農林水産省令第48号）第2条に定める措置であつて知事が別に定める要件のいずれかに該当する場合に知事又は局長（以下「知事等」という。）がこれを認定するものとする。

(バイオ燃料法の特例)

第22条 [略]

(米穀新用途利用促進法の特例)

第23条 米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第8条第1項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、第2条第2号中「農業者等」とあるのは「米穀の新用途への利用の促進に関する法律（平成21年法律第25号。以下「米穀新用途利用促進法」という。）第8条第1項に規定する認定製造事業者等（以下「認定製造事業者等」という。）又は同項の構成員が米穀新用途利用促進法第4条第2項第3号の農業改良支援措置を行う場合（以下「米穀新用途利用促進法の措置を行う場合」という。）における認定製造事業者等」と、第4条各号列記以外の部分、第11条第2項及び第16条第3項中「農業者等」とあるのは「米穀新用途利用促進法の農業改良支援措置を行う場合における認定製造事業者等」と、第4条第1号中「農業者」とあるのは「認定製造事業者等（個人に限る。）」と、同条第2号中「法人又は農業者の組織する団体」とあるのは「認定製造事業者等（個人を除く。）」と、第15条中「団体」とあるのは「米穀新用途利用促進法第2条第4項の事業協同組合等又は同条第6項の促進事業協同組合等」と、「農業者」とあるのは「直接又は間接の構成員」とする。

2 米穀新用途利用促進法第8条第2項の規定の適用を受ける者についてのこの規則の規定の適用については、第5条中「10年以内」とあるのは「12年以内」と、第6条第1項中「法第7条」とあるのは「米穀新用途利用促進法第8条第1項の規定に基づき法第7条」と、「経営改善資金計画書」とあるのは「経営改善資金計画書並びに米穀新用途利用促進法第4条第3項の規定に基づく認定を受けた米穀新用途利用促進法第5条第3項に規定する認定生産製造連携事業計画」とする。

3 米穀新用途利用促進法第8条第2項の規定の適用を受ける者の貸付資格については、第3条の規定にかかわらず、農業改良措置の内容が米穀の新用途への利用の促進に関する法律施行規則（平成21年農林水産省令第41号）第4条に定める措置であって知事が別に定める要件のいずれかに該当する場合に知事等がこれを認定するものとする。

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。